

令和 2 年 5 月 29 日

稻毛区町内自治会連絡協議会 会員各位
(稻毛区各町内自治会長様)

稻毛区町内自治会連絡協議会
会長 [REDACTED]

稻毛区町内自治会連絡協議会「令和2年度通常総会」書面決議の結果について

日頃から、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、本年度の通常総会は書面での決議とし、議決権行使書をご提出いただきました。その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和2年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会通常総会決議 結果

議長団及び議事録署名人の選出について

理事会の選出案が多数により承認されました。(承認する: 152、承認しない: 0)

議案

	議案名	賛成	反対	賛否を確認できなかつたもの(※)
第1号	令和元年度事業報告について	155	0	2
第2号	令和元年度収入支出決算報告について(令和元年度監査報告について)	155	0	2
第3号	令和2年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	155	0	2
第4号	令和2年度事業計画(案)について	155	0	2
第5号	令和2年度収入支出予算(案)について	155	0	2
第6号	監事選任について	150	0	7

※「賛成」「反対」のいずれにも○がないもの

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

特記事項

いただいたご意見等は裏面をご覧ください。

上記については、事実と相違ないことを確認します。

令和 2 年 5 月 28 日

議事録署名人 [REDACTED]

議事録署名人 [REDACTED]

いただいたご意見等

- ・現在の状況を踏まえ、書面開催・書面決議は適切である。
- ・住民の生活生命の安全を守るため、新型コロナウイルス感染防止のための自粛の要請が長期に続くと予測されるので、自治会として率先して住民をリードしてもらいたい。気のゆるみは禁物である。
- ・総会資料の 11 ページ予備費の摘要部分に「交付金へ補填」等の説明が必要と考える。
(→本事項に対してお答えします。)
ご指摘のとおり、交付金へ補填しております。説明が足らず申し訳ございませんでした。
内容につきましては、9 地区連協への交付金の振込手数料でございます。この場を借りてご報告申し上げます。

連絡先 稲毛区町内自治会連絡協議会事務局
(稻毛区役所地域振興課内)
電話：284-6105
担当：宮川・原田

令和2年度

千葉市稻毛区町内自治会
連絡協議会通常総会資料

通常総会次第

- 1 令和2年度表彰について
- 2 議長団及び議事録署名人の選出について
- 3 会務報告

報告第1号 令和元年度要望事項の報告について P 1~2

4 議案審議

議案第1号	令和元年度事業報告について	P 3~9
議案第2号	令和元年度収入支出決算報告について (令和元年度監査報告について)	P 10~11 P 12~13
議案第3号	令和2年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	P 14
議案第4号	令和2年度事業計画(案)について	P 15~16
議案第5号	令和2年度収入支出予算(案)について	P 17~18
議案第6号	監事選任について	P 19

【令和2年度表彰について】

千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会では、稻毛区内において長年にわたり町内自治会の発展のため、ご尽力いただいた方を毎年表彰しておりますが、今年度表彰される方を次のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。なお、表彰される方には、別途表彰状に記念品を添えて贈呈いたします。

1 区連協表彰内規第1条第1号による方 3人

6地区

15地区

25地区

様

様

様

2 区連協表彰内規第1条第2号による方 1人

町内自治会連絡協議会

様

3 区連協表彰内規第1条第3号による方 2人

15地区

37地区

様

様

千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会表彰内規 【一部抜粋】

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稻毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

(1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(2) 3年以上引續いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあって退任したもの。

(3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあって在職中に死亡したもの。

【議長団及び議事録署名人の選出について】

理事会において、本総会の議長団及び議事録署名人を次のとおり決定いたしましたので、ご承認いただけますか伺います。

	地区	自治会	氏名	総会（書面開催）における役割
議長 A	第19 地区	[REDACTED]	[REDACTED] 会長	議案第1、2号（※1）が可否同数のときは、議決権行使する。
議長 B	第37 地区	[REDACTED]	[REDACTED] 会長	議案第3～6号（※1）が可否同数のときは、議決権行使する。
議事録署名人 (2名)	第6 地区	[REDACTED]	[REDACTED] 会長	決議に当たって、取りまとめ結果を確認し署名（※2）する。
	第39 地区	[REDACTED]	[REDACTED] 会長	同上

※1 議案について、提出された「議決権行使書」に記載されている議決内容の過半数で決しますが、可否同数のときは、議案第1、2号は議長A、議案第3～6号は議長Bの決するところによります。

※2 提出された「議決権行使書」の取りまとめ結果が、事実と相違ないことを確認し署名します。

令和元年度要望事項の報告について

【区連協要望】

要 望 1

第37地区（山王中学校区）

【要望】「一次避難所としての活用を計画している山王しののめ公園内へのトイレ設置について」

避難所運営委員会が行う自主的な活動にかかる費用については補助金が交付されるが、設備費用は対象外である。

山王小学校避難所運営委員会は、独自の取り組みとして「山王しののめ公園」を住民の一次避難所とする計画を進めているが、トイレがなく、また設置の費用は補助金の対象外であるため、公園内へのトイレ設置を望む。

(補足)

- ・非常時用とするため、常時は「閉止」とし施錠管理を行う。
- ・山王小学校の収容には限界があり、各自治会で一次避難所を数か所保有することが求められる。(山王町東自治会規模では4~5か所)
- ・その一環として「山王しののめ公園」を拠点とした、周辺の環境整備を推進中である。
- ・防災備蓄機能を保有する倉庫を山王町東自治会として公園内に確保した。
- ・自治会内組織「自主防災委員会」を主体に、防災備品等の補充を行っているが、トイレがないことがネックである。

【回答】

公園内に災害時の利用を目的とした防災トイレを設置する計画はありません。

また、一般向けのトイレについては、現在、設置要望を多数いただいておりますが、老朽化の進んだ遊具など速やかに改修しなければならない公園施設が数多く存在することから、千葉市公園施設長寿命化計画に基づき、利用者の安全を優先して、既存施設の改修を進めております。

そのため、一般向けのトイレの新設は大変難しい状況ですが、今後も鋭意努力して参ります。

担当：公園管理課

トイレについては、一時避難場所等の「一時的に身を守るために避難する場所」に設置予定はございません。被災された方が避難生活を送る学校等の指定避難所を最優先に整備していきます。

山王しののめ公園を一時避難場所として使用する場合には、山王小学校のトイレを使用していただくか、町内自治会や自主防災組織で仮設トイレを備蓄しておき、発災後に公園に設置す

る等の対応を検討していただきたいと考えております。

担当：防災対策課

要望 2

第49地区（緑町中学校区 緑・黒砂）

【要望】「千葉市街路樹の整備について」

千葉市内の街路樹は大径木化や老朽化、根上がりなどの課題が各所で見られるようになり、倒木の危険性があつたり通行の妨げになっている地域もあるため、速やかに対応してもらいたい。

特に稻毛区では以下の理由により、学園通りに植栽されているプラタナスの一時も早い伐採及び伐根を望む。

1. 地中に埋設物があり今以上根が張れないため、根が地上に露出し根腐れを起こしており、強風による倒木の危険性が増している。
2. 夏季、葉が繁ると白い虫（プラタナス群蟲）が異常発生し、付近の民家が被害を受けている。
3. 既に何本か伐採されて本数が少なくなった現在、夏季の木陰としての役割は果たしていない。
4. 落葉の時期になると、落葉が広範囲に飛び散り、その始末に多くの人が手を焼いている。

【回答】

ご要望の学園通りの街路樹伐採につきましては地元要望を受け、必要最小限に行ってきました。残りの街路樹につきましては、環境・景観等を考慮し、今後地元と調整をしながら、対応方法を検討していきます。

なお、伐採した箇所の伐根については、既存道路施設の撤去・再設置、歩道及び車道舗装の打換えが発生し地下埋設物への影響が大きくなると想定され、行っておりません。

担当：花見川・稻毛土木事務所 維持建設課

本市の街路樹につきましては、大径木化や老朽化、腐朽の進行による倒木、根上がりなどにより市民生活に影響を与えていているという実態が生じていることを踏まえ、今後の街路樹の整備や維持管理の方向性を示す「街路樹のあり方」の策定を進めております。

今後は、本指針に基づき、学園通りを含めた全路線の実態調査を行い、優先順位を付けたうえで、安全性の確保を最優先に課題に対応した剪定や間伐、樹木更新などの対策を計画的に進めてまいります。

なお、学園通りにつきましては、危険木の有無や害虫の発生状況など日常管理の中で把握に努め、必要な対策を講じてまいります。

担当：公園管理課

令和元年度事業報告書

平成31年4月16日 監査による監査を実施	稲毛区役所会議室において監事による監査を実施し、下記の事項を協議した。 1 平成30年度収入支出決算審査について 2 通常総会監査報告者の選任について
平成31年4月16日 第1回三役会理事会	稲毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 区連協役員の改選について 2 平成30年度事業報告について 3 平成30年度収入支出決算報告及び監査報告について 4 平成31年度事業計画(案)について 5 平成31年度収入支出予算(案)について 6 通常総会役割分担について 7 その他 ・市連協役員、各種委員について ・地区連役員改選届の提出について
平成31年4月23日 第2回三役会理事会	稲毛区役所会議室において通常総会打合せ会を開催し、下記の事項を協議した。 1 区連協慶弔見舞金の内規について 2 総会役割分担と総会スケジュールの確認について 3 当日の進行台本の確認について 4 区連協表彰について
令和元年5月12日 通常総会	穴川コミュニティセンター多目的室において通常総会を開催し、下記の事項について報告及び審議した。 (会務報告) 1 平成30年度要望事項の報告について (議案審議) 2 平成30年度事業報告について 3 平成30年度収入支出決算報告について 4 平成30年度監査報告について 5 令和元年度役員(案)の承認について 6 令和元年度事業計画(案)について 7 令和元年度収入支出予算(案)について 8 監事選任について
令和元年6月18日 第3回三役会理事会	稲毛区役所会議室において、三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 地区連協交付金について 2 令和元年度要望事項の検討について
令和元年7月23日 第4回三役会理事会	稲毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 令和元年度区連協視察研修会について(アンケート配付)

令和元年10月20日 稻毛区民まつり	第27回稻毛区民まつりに協力・参加した。
令和元年11月18日 第5回三役会理事会	稻毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 令和元年度区連協視察研修会について（視察候補地の決定）
令和2年1月16日 第6回三役会理事会	稻毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した 1 令和2年度区連協表彰推薦依頼について 2 令和元年度区連協視察研修会について（参加者の決定） 3 令和元年度区連協要望事項について（報告） 4 その他（令和2年度スケジュール）
令和2年2月13日 視察研修会	令和元年度視察研修会 視察場所 ・NPO法人 川越藏の会 ・川越まつり会館
令和2年3月11日 第7回三役会理事会	稻毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 令和元年度決算見込みについて 2 令和元年度地区連交付金の実績報告について 3 令和2年度通常総会の開催について 4 令和2年度区連協要望事項の提出について 5 その他 ・令和2年度地区連負担金・交付金（見込み）について

令和元年度 千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会視察研修会報告

1. 観察日 令和2年2月13日（木）
2. 観察先 ○NPO法人川越蔵の会 喜多町会館（埼玉県川越市）
○川越まつり会館（埼玉県川越市）
3. 参加者 34名（[]区連協会長ほか33名の町内自治会長等）
4. 観察の概要 千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会は、安心・安全・住みよいまちづくりの推進を活動目標のひとつに掲げ、様々な事業に取り組んでいる。
本年度は、今後のまちづくりへの取組みの参考とするため、埼玉県内のNPO法人川越蔵の会と川越まつり会館への視察を実施した。
5. 観察内容
 - (1) NPO法人川越蔵の会
< NPO法人蔵の会発足の経緯 >
川越市は、蔵造りの町並みで知られているが、1960年代からその中心である一番街周辺の旧市街地が衰退化の一途を辿り、蔵造りの建造物が取り壊され、歴史的な価値ある街並みの危機を迎えた。
1982年に川越市が蔵造り家屋16件を文化財に指定した頃から、一番街の若手商店主、建築やまちづくりの専門家、個人的興味で参加した市役所若手職員を中心に街づくりのための勉強会を行ったのが蔵の会の始まりである。
2002年には、活動範囲を広げるためNPO法人となった。

<活動目的>

地域に根ざした市民としての自覚を持って、まちづくりをみずから実践とともに、住民が主体性を持って行うまちづくりの支援を行うことによって、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

<活動の特徴>

- 歴史的資産の保存や観光化のみを優先させることなく、商業の活性化や住環境の質的向上といった地元住民の生活に目を向けながらまちづくりを進めている。
- 地元住民、研究者や専門家、個人的興味で参加している市役所職員等、多様な人たちが、対等の立場に立って市民主体のまちづくりを進めている。
- 川越の文化を守り育てることを重視した活動を行っている。

<概要・組織体制>

- 発足年月 1983年（昭和58年）5月に市民団体として発足。
2002年12月12日「特定非営利活動法人 川越蔵の会」として法人登記。
- 会員数 223名（2019年7月現在）。
- 活動体制 理事会
代表理事1名、副代表理事1名、理事13名、監事2名

<所感>

住みやすいまちづくりの推進には、地元住民が主体となり、商店主、建築やまちづくりの専門家、個人的に興味をもって参加をしている市職員等の多様な人たちと、対等な立場に立って活動をしていくことが必要であることを知ることができたことは大変有益であった。



川越蔵の会理事「[REDACTED]」様の説明を聞く様子（喜多町会館にて）

(2) 川越まつり会館

<施設概要>

川越まつり会館は、川越氷川祭の山車行事（川越まつり）に実際に曳かれる本物の山車2台を定期的に入れ替えながら展示している。

華麗な幕や精巧な彫刻により飾られた絢爛豪華な山車の迫力を間近で見ることができる。

山車展示ホールでは、川越まつりの熱気と興奮を大型スクリーンで見る事ができる。

その他、展示コーナーでは、川越まつりやお囃子の歴史を説明している。

視聴覚室では、歴史などの映像を視聴できる。

<川越まつり背景>

川越まつりの起源は、慶安元年（1648）に川越城主であった松平伊豆守信綱が氷川神社へ祭礼用具を寄進、祭礼を奨励し同4年（1651）に神幸祭が氏子の町々を渡御したことが始まりである。

現在、旧市街地の観光重点地域を曳き回す山車の総数は29台。そのうち幕末から明治、大正時代に作られた10台が埼玉県民俗文化財に指定されている。

また、川越氷川祭の山車行事として国の重要無形文化遺産に指定されている。

平成28年（2016）12月には、全国33件の「山・鉾・屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化財に登録されている。

<主要施設>

○エントランスホール

川越まつりや山車の参加する全国のまつりの情報を紹介。

○山車展示ホール

実際に川越まつりで曳かれる本物の山車2台を、定期的に入れ替えながら展示。

大型スクリーンで、川越まつりの熱気と興奮を紹介している。

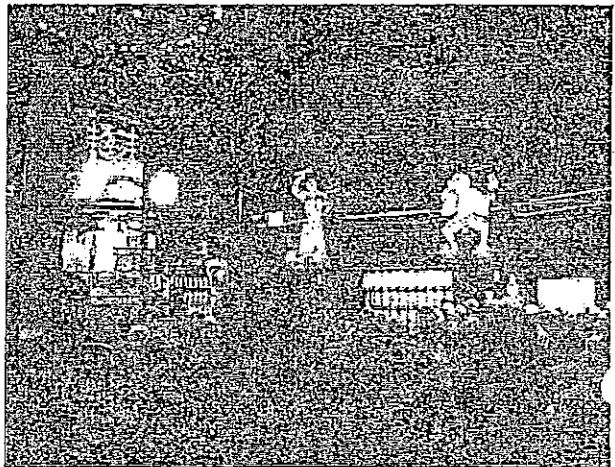
また、展示ホールでは、日曜・祝日に各2回、お囃子の実演も行われる。

○展示コーナー

川越まつりやお囃子の歴史を説明し、関係資料を展示。

○視聴覚室

川越まつりの歴史などについて、映像で説明を見ることができる。



施設見学の様子（川越まつり会館）

<所感>

伝統行事である川越まつりが各町内の自主的な運営により維持されていることが、
蔵の町川越としての発展につながったよう感じた。

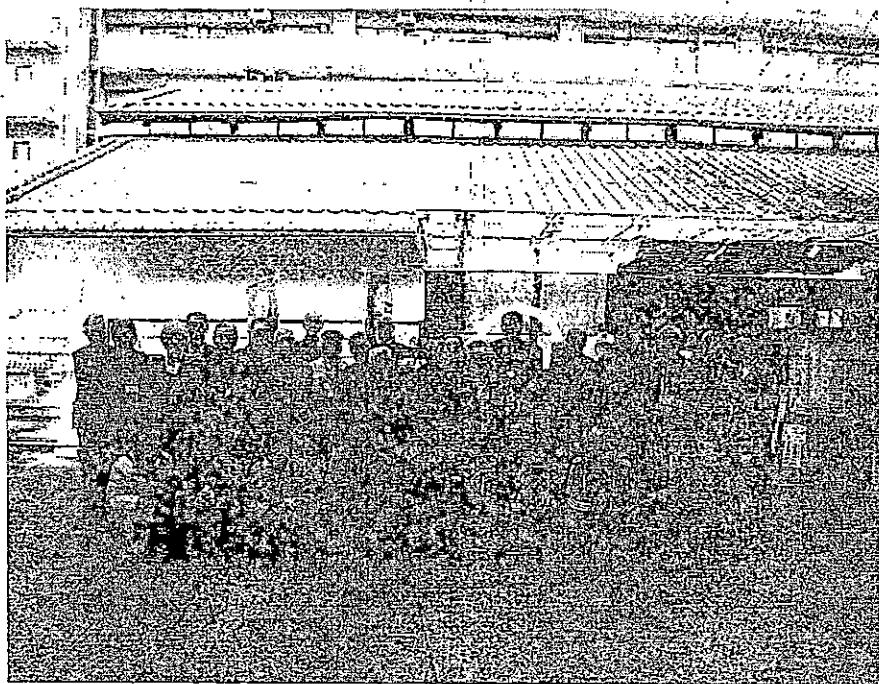
各町内が主体的に運営されることが住みよいまちづくりの推進につながることを
再確認する機会となった。

6. 行程表

稻毛区役所～(京葉・外環・関越道)～N P O 法人川越蔵の会・喜多町会館（視察）

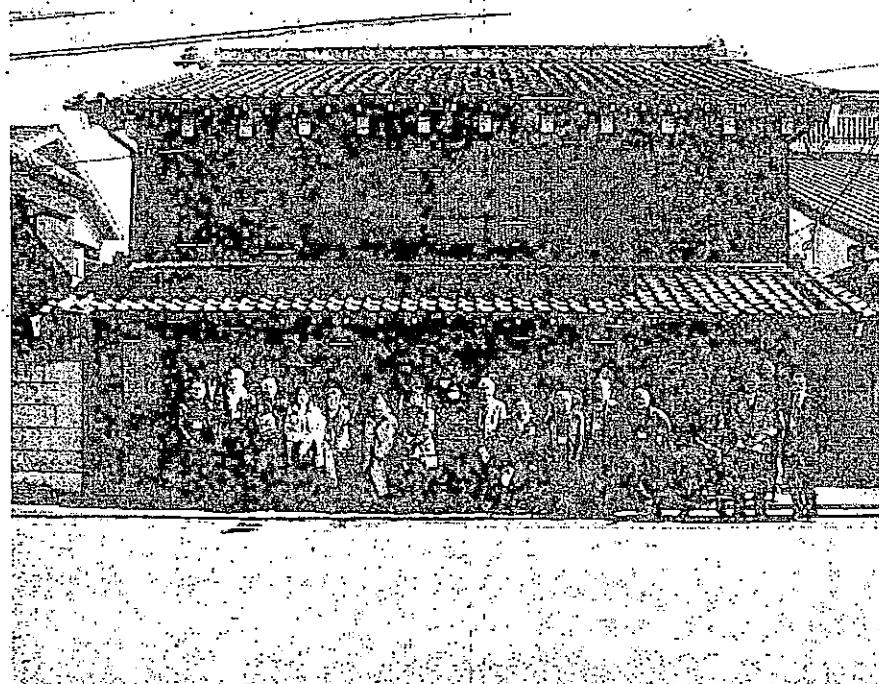
～川越市産業博物館・小江戸蔵里（昼食）～川越まつり会館と蔵造りの町並み（視察）

～（関越道・外環・京葉）～稻毛区役所



川越市産業博物館 小江戸蔵里（ぐらり） 昼食場所

蔵里は、明治8年（1875）に創業した旧鏡山酒造の建築物を、当時の面影を残しつつ改修した食事処になっている。



NPO法人川越蔵の町（喜多町会館前） 視察時

令和元年度収入支出決算書

収入

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	増減	摘要
項	目					
補助金		1,502,000	1,502,000	1,502,000	0	区補助金
	区補助金	1,502,000	1,502,000	1,502,000	0	
負担金		94,900	94,900	94,900	0	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	94,900	94,900	94,900	0	
繰越金		336,474	336,474	336,474	0	
	前年度繰越金	336,474	336,474	336,474	0	
雑収入		6	6	7	1	預金利子等
	雑収入	6	6	7	1	
計		1,933,380	1,933,380	1,933,381	1	

支出

(単位:円)

科 目		当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額	摘要
項	目							
事務費		400,000	0	0	400,000	361,404	38,596	
	事務費	400,000	0	0	400,000	361,404	38,596	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		180,000	0	0	180,000	136,949	43,051	
	総会費	150,000	0	0	150,000	119,222	30,778	消耗品代・総会案内郵送代等
	役員会議費	30,000	0	0	30,000	17,727	12,273	お茶代
旅費・報償費		347,000	0	0	347,000	299,714	47,286	
	活動研修費	220,000	0	0	220,000	208,714	11,286	視察研修会
	費用弁償	127,000	0	0	127,000	91,000	36,000	会議出席者交通費
交付金		797,000	0	7,128	804,128	804,128	0	
	交付金	797,000	0	7,128	804,128	804,128	0	9地区連協への交付金
交際費		20,000	0	0	20,000	0	20,000	
	交際費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
予備費		189,380	1	▲ 7,128	182,253	0	182,253	
	予備費	189,380	1	▲ 7,128	182,253	0	182,253	
計		1,933,380	1	0	1,933,381	1,602,195	331,186	

(収入済額)

1,933,381円

(支出済額)

1,602,195円

(繰越予定額)

= 331,186円 (次年度へ繰越)

令和元年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会 収 入 支 出 監 査 報 告 書

監査対象

令和元年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

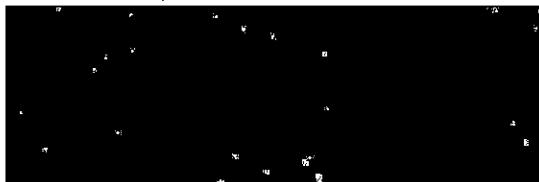
監査期日

令和2年4月14日

監査所見

令和元年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和2年4月14日 監事



令和元年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会 収 入 支 出 監 査 報 告 書

監査対象

令和元年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

監査期日

令和2年4月14日

監査所見

令和元年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和2年4月14日 監事

令和2年度役員（会長・副会長及び会計）の承認について

会長



副会長



副会長



会計



会計



令和2年度事業計画（案）について

千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること。

区民参加の市政を推進するため、地域と行政を結ぶパイプ役として地域の発展に寄与貢献する。

2 住民福祉の向上と青少年の健全育成に資する良好な環境等の保全と住民相互の連帯意識の高揚を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する。

- (1) ごみの積極的な減量、リサイクルの実践及びごみ捨てモラルの向上を図る。
- (2) 駐車モラルの向上など、良好な交通環境の確保を図る。
- (3) 地域における自主防災組織の結成を図る。
- (4) 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の高揚を図る。
- (5) 防犯活動（防犯パトロール等）の推進を図る。
- (6) 稲毛区民まつりへ協力・参加をする。
- (7) 青少年の健全育成に協力する。

3 要望事項を提出し、その達成を図る。

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関する諸事業についての要望事項を行政と共に検討し、その達成を図る。

4 その他必要な事項に関するここと。

その他区連協活動の向上を図るためにの諸事業を実施する。

(次ページへ続く)

主な会議等の予定

R2 年度日程	内容
令和 2.4.14(火) 14:00~	第 1 回三役会 ・理事会に提出する事項の審議
4 月下旬	第 1 回理事会（書面開催） ・役員の改選について ・事業計画、予算計画 ・通常総会の実施方法等について ・被表彰者の確認
5 月中旬	通常総会（書面開催）

※以下、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止・変更の可能性あり

6.16(火) 16:00~ 18:00~	第 2 回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手續 ・区連協要望事項検討 区連協懇親会
7.21(火) 14:00~	第 3 回三役会・理事会 ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会アンケート配付
10.18(日)	第 28 回稻毛区民まつり
11.16(月) 14:00~	第 4 回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定
R3. 1.14(木) 16:00~ 18:00~	第 5 回三役会・理事会 ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明 ・区連協要望事項の結果報告 区連協新年会
2.10(水)	視察研修会
3.10(水) 15:00~	第 6 回三役会・理事会 ・令和 2 年度決算見込みについて ・令和 2 年度地区連交付金の実績報告依頼 ・令和 3 年度通常総会の開催について ・令和 3 年度要望事項の依頼

議案第5号

令和2年度収入支出予算書（案）

収 入

(単位:円)

科目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘要
項	目				
補助金		1,497,000	1,502,000	△ 5,000	区町内自治会連絡協議会運営補助金
	区補助金	1,497,000	1,502,000	△ 5,000	
負担金		94,800	94,900	△ 100	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	94,800	94,900	△ 100	
繰越金		331,186	336,474	△ 5,288	
	前年度繰越金	331,186	336,474	△ 5,288	
雑収入		7	6	1	預金利子
	雑収入	7	6	1	
計		1,922,993	1,933,380	△ 10,387	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘要
項	目				
事務費		390,000	400,000	▲ 10,000	
	事務費	390,000	400,000	▲ 10,000	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		160,000	180,000	▲ 20,000	
	総会費	130,000	150,000	▲ 20,000	消耗品代・総会案内郵送代・区連協表彰経費等
	役員会議費	30,000	30,000	0	お茶等
旅費・報償費		347,000	347,000	0	
	活動研修費	220,000	220,000	0	視察研修会
	費用弁償	127,000	127,000	0	役員の交通費等
交付金		801,000	797,000	4,000	
	交付金	801,000	797,000	4,000	9地区連協への交付金(振込手数料含む)
交際費		20,000	20,000	0	
	交際費	20,000	20,000	0	弔慰金・見舞金
予備費		204,993	189,380	15,613	
	予備費	204,993	189,380	15,613	
計		1,922,993	1,933,380	▲ 10,387	

監事選任について

監 事



監 事



参考資料

- 1 千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表 P 21～24
- 2 千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会会則 P 25～29
- 3 令和2年度稻毛区地区町内自治会連絡協議会会长一覧 P 30

千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表(187自治会)

通番	地区	枝番	町内自治会等名
1	06	001	園生町内会
2	06	002	園生三和会
3	06	003	園生台自治会
4	06	004	園生町みどり会
5	06	005	園生町双葉自治会
6	06	006	グリーンプラザ園生自治会
7	06	007	園生新和会
8	06	008	稻毛パークハウス自治会
9	06	009	小中台町内会
10	06	010	小中台親和会
11	06	011	小仲台第五自治会
12	06	012	第二徳川園町内会
13	06	013	ビレッジハウス小中台自治会
14	06	014	小中台中央会
15	06	017	小仲台自治会
16	06	019	小仲台新向会自治会
17	06	023	イートピア稻毛マンション自治会
18	06	024	宮野木町内会
19	06	025	宮野木第一自治会
20	06	026	小仲台中自治会
21	06	027	コープ園生自治会
22	06	028	園生ガーデニアハイツ自治会
23	06	029	園生町園和会
24	06	030	野村宮野木住宅地自治会
25	06	031	稻毛ビューハイツ自治会
26	06	032	ソフィア稻毛自治会
27	06	033	ワコーレ稻毛ガーデン自治会
28	06	034	第5稻毛ハイツ自治会
29	06	035	光建ホーム稻毛自治会
30	06	037	第2稻毛ハイツ管理組合自治会
31	06	038	第3稻毛ハイツ管理組合自治会
32	06	039	テラスハウス稻毛管理組合自治会
33	06	040	コスモ稻毛グランエール自治会
34	06	041	宮野木あさま台自治会
35	06	042	ライオンズガーデン園生町自治会
36	06	044	フラワーヒルズ自治会
37	06	045	プライムステージ稻毛小中台自治会
38	06	046	ダイアパレス稻毛緑園自治会
39	06	047	アクアフォレスター・ルネ稻毛自治会
40	06	048	さくら自治会
41	06	049	小仲台住宅2号棟自治会
42	06	050	ワイズ稻毛ヒルトップテラス自治会
43	06	052	Brillia稻毛自治会
44	06	053	稻毛小仲台緑の会
45	06	054	宮野木町第1団地4棟・5棟管理組合
46	06	055	稻毛ヒルトップ・フォート自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
47	06	056	園生の丘自治会
48	15	001	轟町第一親睦会
49	15	002	轟町第一団地自治会
50	15	003	轟町一丁目自治会
51	15	004	第3轟住宅親和会
52	15	005	轟町新生自治会
53	15	006	轟町五一四自治会
54	15	007	轟町四丁目町内会
55	15	008	轟町3丁目自治会
56	15	009	轟町親交会
57	15	012	轟町さくら会
58	15	013	弥生県営住宅弥生会
59	15	014	弥生町自治会
60	15	017	穴川町会
61	15	018	弥生会
62	15	020	黒砂台高灯会
63	15	021	ハツコ一稻毛マンション自治会
64	15	022	県営住宅轟団地自治会
65	15	023	シャルム稻毛自治会
66	15	024	轟住宅自治会
67	15	025	シャルム西千葉自治会
68	15	026	西千葉パーク・ホームズ自治会
69	15	027	轟町第一団地2棟自治会
70	15	028	ユービセーヌ西千葉自治会
71	15	029	シーアイマンション西千葉自治会
72	15	030	轟町五丁目自治会
73	15	031	ウイズ西千葉自治会
74	15	032	ハイホーム稻毛チェリーヒルズ自治会
75	19	001	稻毛一丁目第一自治会
76	19	002	稻毛1丁目第2自治会
77	19	005	稻毛三丁目町内会
78	19	006	稻毛三丁目自治会
79	19	007	稻毛三丁目いづみ自治会
80	19	008	稻毛東町内会
81	19	009	稻毛南部自治会
82	19	010	稻毛アルコール自治会
83	19	011	稻毛東5丁目自治会
84	19	012	稻毛東6丁目自治会
85	19	013	稻毛東6丁目まつき自治会
86	19	014	稻毛町5丁目自治会
87	19	016	稻毛台自治会
88	19	017	稻丘町自治会
89	19	018	ハイマート稻毛自治会
90	19	019	稻毛台サンハイツ自治会
91	19	020	サンコーポ稻毛自治会
92	19	021	稻毛海岸自治会
93	19	022	コスモ稻毛ロイヤルステージ自治会

番	地区	枝番	町内自治会等名
94	19	024	稲毛2丁目自治会
95	19	025	レジデンシャルコート稲毛自治会
96	19	025	ウェリス稲毛自治会
97	20	002	天台ともしび自治会
98	20	003	天台親和会
99	20	004	天台新栄会
100	20	005	千草台団地自治会
101	20	006	萩台天台あざみ自治会
102	20	007	萩台わかば自治会
103	20	008	萩台町自治会
104	20	009	西千葉サンハイツ自治会
105	25	001	園生町草野町内会
106	25	002	園生県営住宅自治会
107	25	003	園生長者山町会
108	25	004	園生町日堀町内会
109	25	005	園生町美園会
110	25	006	新草会
111	25	008	朝日自治会
112	25	009	草野団地町内会
113	25	010	京成園生団地自治会
114	25	011	長沼中央自治会
115	25	012	あやめ台自治会
116	25	014	コープ野村園生自治会
117	25	015	池の辺自治会
118	25	016	ダイアパレス稲毛自治会
119	25	017	ヴィルフォーレ稲毛団地管理組合法人
120	25	019	園生町サニークレスト稲毛自治会
121	25	021	ルネ・園生自治会
122	25	022	園生町新日自治会
123	25	023	ルネサンスアリーナ稲毛自治会
124	25	024	ザ・クイーンズガーデン稲毛自治会
125	25	025	ウィズ稲毛管理組合
126	37	001	小深町自治会
127	37	002	六方町自治会
128	37	003	小深町菱和団地自治会
129	37	004	あけぼの台自治会
130	37	005	長沼原台自治会
131	37	006	長沼原町自治会
132	37	007	山王町東自治会
133	37	008	山王町中央自治会
134	37	009	山王町西町内会
135	37	010	山王町南自治会
136	37	011	ゆかりの杜自治会
137	39	001	作草部町第二町内会
138	39	002	作草部親交会
139	39	003	作草部県住自治会
140	39	004	作草部町都賀自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
141	39	005	新生会自治会
142	39	006	作草部親和会
143	39	008	作草部第一町内会
144	39	009	作草部第三町内会
145	39	010	ハイマート西千葉自治会
146	39	011	西千葉グリーンハイツ自治会
147	39	017	東寺山町若緑会
148	39	018	ハイマート千葉自治会
149	39	019	NICガーデンハイム西千葉自治会
150	39	021	レーベンハイム西千葉自治会
151	39	022	天台町内会
152	39	023	POPTOWN町内自治会
153	41	001	京成宮野木団地自治会
154	41	002	京成宮野木第二自治会
155	41	003	第一徳川園自治会
156	41	004	宮野木しづか台自治会
157	41	005	宮園自治会
158	41	006	京友会自治会
159	41	007	長沼町京成団地自治会
160	41	008	東建タウンハウス親和会
161	41	009	東建稻毛住宅自治会
162	41	010	稻毛ファミールハイツ自治会
163	41	011	長沼協和自治会
164	41	012	あやめ台団地住宅管理組合
165	41	013	東宮野木自治会
166	41	014	長沼町京成第三団地自治会
167	41	016	あやめ台住宅地自治会
168	41	017	緑が丘自治会
169	41	018	つくしの台自治会
170	41	019	ライフタウン稻毛自治会
171	41	020	エグゼ稻毛自治会
172	41	021	長沼町内会
173	41	023	長沼町寿会
174	41	024	長沼町モアステージ稻毛自治会
175	41	025	若葉の丘自治会
176	41	026	宮の杜自治会
177	41	027	コスモアベニュー稻毛自治会
178	41	028	オーベル稻毛長沼管理組合
179	41	029	稻毛ローズタウン自治会
180	41	030	北宮野木自治会
181	49	005	緑町一丁目自治会
182	49	006	緑町西部自治会
183	49	007	黒砂第一自治会
184	49	008	黒砂第二自治会
185	49	009	黒砂北部自治会
186	49	010	黒砂台一丁目自治会
187	49	012	黒砂一丁目自治会

千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、稻毛区役所地域振興課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、稻毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組 織

(組 織)

第4条 本会は稻毛区内の町内自治会長を会員とし、別表に掲げる地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帶意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会長	1名	理事	若干名
副会長	2名	監事	2名
会計	2名		

(役員の選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、稻毛区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示をうけて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示をうけて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会、及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理 事 会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三 役 会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたとき会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 会務の執行上必要なこと。

第 4 章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第 5 章 捕 則

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会にはかつて定める。

附 則

この会則は、平成4年5月17日より施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月14日より施行する。

別表（第4条関係）

地区町内自治会連絡協議会名		
1	第 6 地区 (小中台中学校区)	町内自治会連絡協議会
2	第 15 地区 (轟町中学校区)	町内自治会連絡協議会
3	第 19 地区 (稻毛中学校区)	町内自治会連絡協議会
4	第 20 地区 (千草台中学校区)	町内自治会連絡協議会
5	第 25 地区 (草野中学校区)	町内自治会連絡協議会
6	第 37 地区 (山王中学校区)	町内自治会連絡協議会
7	第 39 地区 (都賀中学校区)	町内自治会連絡協議会
8	第 41 地区 (緑が丘中学校区)	町内自治会連絡協議会
9	第 49 地区 (緑町中学校区 緑・黒砂)	町内自治会連絡協議会

令和2年度稻毛区地区町内自治会連絡協議会会长一覧

地 区	氏 名
第 6 地区（小中台中学校区）	[REDACTED]
第 15 地区（轟町中学校区）	[REDACTED]
第 19 地区（稻毛中学校区）	[REDACTED]
第 20 地区（千草台中学校区）	[REDACTED]
第 25 地区（草野中学校区）	[REDACTED]
第 37 地区（山王中学校区）	[REDACTED]
第 39 地区（都賀中学校区）	[REDACTED]
第 41 地区（緑が丘中学校区）	[REDACTED]
第 49 地区（緑町中学校区 緑・黒砂）	[REDACTED]